

投稿論文

タイと日本における小学校の学校評価の実施状況

—— 校長を対象とした調査結果の比較分析から ——

スウィット・カンヘー*

State of School Evaluation Implementation of Elementary Schools in Thailand and Japan : School Principals' Perspectives

Suwit KUNGHAE

本稿では、タイと日本の小学校の学校評価の実施状況を検討し、タイと日本の小学校の校長を対象とした調査から得られたデータを基に、現行の学校評価の取り組みと問題点を明らかにする。結論は次の通りである。全体的に、タイと日本の学校評価は継続的に発達していくと考えられる。しかしながら、タイの小学校の学校評価は学校の説明責任というよりむしろ認証評価制度を強調するものとなっている。言い換えれば、それは公共的アカウンタビリティよりむしろ官僚的アカウンタビリティにより多くの強調を置く傾向が見られる。一方、日本では、学校評価の実施は、地域の学校と教育委員会に任せている。これは公共的アカウンタビリティを達成するために、開かれた学校づくりに焦点を合わせて意思決定に関してボトムアップのアプローチを取っていることを意味している。両国の学校評価の実施は、様々な問題が生じており、両国の問題の違いも見られる。タイでは、教員の不足や負担増加等の問題が生じていることがわかり、一方、日本では、学校評価の過程についての問題が多く見られる。

1. 問題の所在と目的

教育の質の向上を目指す教育改革は、世界各国で取り組まれている。学校評価は、その手段の1つとして活発に取り組まれている。タイと日本も例外ではなく、教育の改善を目指す教育改革が行われ、その目的を達成するために、学校評価が実施されている。学校評価とは、一般的には、各学校が教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善や教育の質の向上を図るものである。ここでは、自己評価と外部評価を含めた仕組みを学校評価

*筑波大学大学院人間総合科学研究科

制度という。

タイでは、1995年頃から新しい教育改革の動きが活発化してきた。1997年憲法第81条の制定条項に基づき、国家のあらゆる教育にかかわる基本法として「1999年国家教育法（National Education Act:NEA）」が制定された。改革の1つの柱として、全教育段階における教育の質の向上をめざした教育の質保証制度の導入を挙げることができる。教育の質保証制度は内部保証制度と外部保証制度の2つの制度によって構成されている。内部保証制度は、教育管理の過程の一部として継続的に行うものとされている。毎年各学校が自己評価を行い、その評価結果を年次報告書としてまとめ、管轄機関と関係機関に提出し、公開する。外部保証制度は、2000年11月に公的機関として設立された教育の質の評価・水準保証事務局（Office for National Education Standards and Quality Assessment:ONESQA）が担当して実施することとされた。全教育施設における質の外部評価は、最後に実施した評価から5年以内に少なくとも1回実施されなければならない⁴⁾。

NEAによればタイの教育の質は漸進的ながら向上している。しかし、教育の質保証制度あるいは学校自己評価に関するいくつかの調査結果からは次のような課題が指摘された。①学校自己評価が学校運営の一部として統合的に実施されていない⁵⁾、②学校が教育の質を向上させることよりもむしろ書類作成の業務に多くの労力を使っている⁶⁾。③自己評価を実施する際に教員の負担が増加した⁴⁾。④管理職および教員達が学校自己評価報告書を準備するための知識を十分に持っていない⁶⁾。

一方、外部評価に関するいくつかの調査結果からも、次のような問題が指摘された。①外部評価の実施方法は教育機関の規模によって多様であるべきであり、さらに実施時期も検討されるべきである⁶⁾、②教員は本務である学習指導よりも、高い評価を得るために、事務作業に多くの時間と労力を割いており、結果として、教育の質の改善には繋がっているかまだ疑問である⁷⁾、③教員が教育の水準に対して確信を持つことができていない、また外部評価を受けることについても不安を持っている⁸⁾、④教員の負荷が多く、さらに利害関係者（stakeholders）による参画が不十分であった⁹⁾。

現在、学校の教育の質の向上を達成するための「方法」あるいは「あり方」等に関して、タイは未だ開発段階である。従って、諸外国の教育制度の実践を対照しつつ、追究していく必要がある。学校評価に関する国際的比較研究を概観する

と、「初等中等教育における教育の質の評価制度に関する研究報告書」が、アメリカ、イギリス、ニュージーランドにおける教育の質の評価・保証制度について述べている⁽¹⁰⁾。また「国家教育水準の策定に関する研究報告書」は、アメリカやイギリスなどの教育水準の開発について整理し、教育水準の開発の過程や特徴等を明らかにしている⁽¹¹⁾。他にも、「Educational Research for Policy and Practice, Special Issue:Quality Assurance」においては、アジア・パシフィック地域を対象とした分析の中で、タイや日本などの教育の質の保証制度の背景や課題などが述べられている⁽¹²⁾。しかし、これらの研究は、それぞれの国の状況についてまとめたものにとどまっており、比較的な考察がなされていない。特に学校評価の取り組みについては具体的な手法や過程などが言及されていない。そこで、本研究において、タイと日本の小学校の学校評価を取り上げ、比較研究を行うこととする。タイの比較対象国として日本を取り上げる理由は、日本がアジア地域の中で教育制度が最も整備された国であるといわれるからである⁽¹³⁾。また、タイと日本の小学校の学校評価制度がほぼ同時期に動き始めているからである。よって、両国の学校評価が、どのように取り組まれているのか比較研究を行うことは、両国の学校評価制度の再設計にとって意義があると考えられる。

日本では、「学校評価」の制度が導入されたのは、戦後改革期のことであり、既に半世紀以上が経過している。日本国内の各地の教育センター等では種々の基準開発が試行され、中には実際に独自の「学校評価」に取り組む学校も存在している⁽¹⁴⁾。しかし、結局のところ、学校評価は積極的な意味で学校教育に定着することはなかった。なぜならば、実施に移すための諸条件が未整備であったり、多くの学校において「評価拒否」の姿勢が見られたりしたからである⁽¹⁵⁾。ところが、学校における自己評価の必要性について、中教審答申「今後の地方教育行政のあり方について」（1998年9月）が言及すると、学校評価をめぐる事態は一気に進展する。さらに、「教育改革国民会議最終報告」の勧告に基づき、2001年に新しい教育改革の戦略が策定された。その戦略の1つの柱として挙げられたのが、父母や地域に信頼される学校づくりである。このなかで自己評価の確立、学校評議員制度の導入などによる開かれた学校づくりが提言された⁽¹⁶⁾。その後、2002年4月に施行された「小学校設置基準」（文部科学省令）において、学校が自己評価の実施と結果の公表に努めることが規定された。そこでは、「自己評価」のみならず、学校評議員（保護者や地域住民など）による評価、すなわち「外部評価」の

導入も期待されている⁽¹⁷⁾。また、2005年5月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる骨太の方針2005）では、義務教育について学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを2005年度中に策定することとされ、さらに、同年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においても、学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価ガイドラインを策定することが必要であるとの提言がなされた⁽¹⁸⁾。そして、2006年3月には、文部科学省が、学校評価ガイドラインを作成し、各学校が自己評価と外部評価を実施し、その結果を説明・公表することを、具体的な評価方法や評価項目の例示も含めて提示した⁽¹⁹⁾。しかしそれにとどまらず文部科学省は、学校の第三者評価に関する実践研究の一環として、2006年から都道府県・指定都市教育委員会の推薦により、公立小中学校各1校ずつ計124校を対象に第三者評価を試行し、2007年8月27日に、その全体的な状況について、報告書としてとりまとめて文部科学省ホームページに掲載している⁽²⁰⁾。学校評価の実施状況としては、文部科学省が2005年度に実施した調査では、次のような結果を得た。まず、「自己評価」を実施した公立学校は全体の98.0%であり、小学校では99.7%である。しかし、外部評価を実施した学校は、公立学校全体では49.1%であり、小学校では50.2%である⁽²¹⁾。さらに、各都道府県が実施している学校評価に関する研究からは、次のような成果や課題が明らかになっている。例えば、福岡県では、学校評価について2002年度から全校実施をはかっている。その中で課題として教職員全体で学校評価に取り組む風土が醸成されていない、時間的な余裕が少ない等が指摘されている⁽²²⁾。また茨城県では、小・中学校、特殊教育諸学校における学校評価の実施により、その90%以上が教育活動の改善がはかられたという。学校評価の意義とその方法を、全教職員が十分に理解していることが、実践に結びついたといわれている⁽²³⁾。さらに、長野県では、2005年の学校自己評価の実施率は、目標としていた100%になり、外部評価の導入もほぼ100%に近い。しかしながら、学校自己評価を進めるに当たって、外部評価のまとめをどう公表するか、評価項目の設定の仕方、学校自己評価活動に対する職員の認識不足などの課題が指摘されている⁽²⁴⁾。栃木県における学校評価に関する教員の意識調査では、多くの教員が積極的に学校評価に取り組んでいることがわかった。その一方で、「評価基準が明確でない」「評価したことが改善に活かされない」など、課題を指摘する声もあるとされている⁽²⁵⁾。また、2006年

度に文部科学省が実施した学校の第三者評価試行では、全体的な状況としては、対象校の9割近くが今後の学校改善に役立ったとした一方、評価者の確保が困難であることや事務負担が重い実態が浮かび上がったと指摘された⁽²⁶⁾。

上述したように、タイでは、学校評価に関する国際的比較研究は、いまだ十分になされているとは言い難い。本稿では、タイと日本の小学校の学校評価を取り上げ、全国的な調査を行うことにより比較分析を行うことを目的とする。ここでは、両国の小学校の校長を対象とした質問紙調査から得られたデータを基に、タイと日本の学校評価はどのように取り組まれているか、その運用実態について検討し、考察する。そして、両国において、学校評価を実施するに当たり小学校はどのような問題に直面しているかを明らかにする。

2. 調査の方法

調査対象：本稿で用いるデータは、以下の通りである。

タイ：2008年の3月に実施した全国の国立小学校の校長を対象とした「小学校における学校評価に関する質問紙調査」のデータを用いる。調査対象は、全国の国立小学校（29,689校）の各地域から1,000校を無作為で抽出し、調査票を送付した。

日本：2008年の3月に実施した全国の公立小学校の校長を対象とした「小学校における学校評価に関する質問紙調査」のデータを用いる。調査対象は、全国の公立小学校（22,607校）の各地域から1,000校を無作為で抽出し、調査票を送付した。

調査内容：①自己評価：自己評価委員会の設置と委員会の構成、評価指標の設定、評価項目（重点活動項目）の作成、評価の方法、自己評価の実施時期、自己評価結果の公表と公表の方法、自己評価の教員への負担に関してそれぞれ回答を求めた。②外部評価⁽²⁷⁾：外部評価の実施、外部評価委員会の設置と委員会の構成、外部評価結果の公表と公表の方法、第三者評価（専門家による評価）の実施、外部評価の教員への負担に関してそれぞれ回答を求めた。③学校評価の活用。④学校評価実施上の問題点。

なお、本研究の調査票は、①、②及び③の部分が主に選択肢で、必要に応じて自由記述形式を併用し、④の部分が自由記述である。

3. 結果と考察

タイの場合、458校から回答を得られた（回収率＝45.8％）。日本の場合、425校から回答を得られた（回収率＝42.5％）。なお、山根氏⁽²⁸⁾のサンプル規模の決定方式により妥当とされるサンプル数についてみると、タイの対象母集団から分析したサンプル規模は394校であり、日本では393校である。従って、本研究で対象としたサンプル規模は、妥当であると考えられる。

タイと日本の学校評価の取り組みには両国の学校評価制度の導入背景や政策などが影響を与えていると考えられる。両国の学校評価制度の導入背景・評価手法・結果等の公表等については、表1の通りである。

表1 タイと日本の学校評価制度

	タイ	日本
背景	<p>タイでは、NEAに基づいて、全教育段階において教育の質保証制度の実施が義務づけられている。2003年にタイ教育省は、「基礎教育段階における教育の質の保証の規側・方法（省令）」を策定した⁽²⁹⁾。各学校は、この省令に基づいて学校評価を実施している。学校評価は、学校の教育の質の向上・保証させるために実施されなければならない。つまり、学校評価は学校の教育の質の保証制度の手段とみなされ、教育の基準の向上と保証を目指すものとされている。また、学校評価は、学校の説明責任のためにも重要である。</p>	<p>日本では、中教審答申「今後の地方教育行政のあり方について」（1998年9月）の影響で、自己評価の動きが始まったと考えられる。また、2002年4月に施行された「小学校設置基準」（文部科学省令）において、学校が自己評価の実施と結果の公表に努めることが規定された。さらに、2006年3月には、文部科学省が、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン（学校評価ガイドライン）」が作成された⁽³⁰⁾。各学校が主に学校評価ガイドラインを基に、学校評価を実施し、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、学校運営の改善と発展を目指すこととされた。また、学校運営の質に対する保護者等の関心を高め、学校が適切に説明責任を果たすことも期待されている。</p>
学校評価の実施法	<p>1. 自己評価：教育の質の内部保証制度の手段 特徴： ①各学校は、地域の実情等に応じて、基礎教育段階の教育基準に即して学校の教育基準を定めている。（教育基準化）</p>	<p>1. 自己評価：学校運営の状況と改善課題を把握するための手段 特徴： ①重点化された具体的な目標の設定 ②PDCA サイクルに基づいて毎年学校経営の一環として自己評価を行い、学校の教育</p>

	タ イ	日 本
学 校 評 価 の 実 施 法	<p>②PDCA サイクルに基づいて毎年学校経営の一環として自己評価を行い、学校の教育活動やその他の学校運営に関する取り組みを検証する。少なくとも年1回実施する。</p> <p>③自己評価を実施する際に地域住民や関係機関の参加を奨励するべきであるとされている。</p> <p>④自己評価委員会の設置が義務。(義務化)</p> <p>2. 外部評価：教育の質の外部保証制度の手段(第三者評価・専門家による評価)</p> <p>特徴：</p> <p>①教育の質に関する外部評価のための基準(基礎教育段階)に基づき学校の教育の質を評価する。(教育基準明確化)</p> <p>②教育の質の評価・基準保証事務局(ONESQA)が少なくとも5年に1回、自己評価報告書(Self Assessment Report: SAR)に基づいて、教育の質の評価を行う。</p> <p>③外部評価を実施する際に、ONESQAによって選抜、研修を受けた2～6名の外部評価チームが学校訪問調査を行い(約3日間)。</p>	<p>活動やその他の学校運営に関する取り組みを検証する。年度途中や学期末などに実施する。</p> <p>③児童生徒・保護者・地域住民に対するアンケートの実施や懇談会の開催により授業の理解や学校に関する意見・要望等を把握することは、自己評価の一部と見なされる。</p> <p>④必要に応じて、自己評価委員会等を設置。</p> <p>2. 外部評価(学校関係者評価)</p> <p>①各学校は、設置者との連携により、学校関係者などにより構成される委員会を置く。(保護者、地域住民等、学校と直接関係のある者)また、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用することも考えられる。</p> <p>②学校関係者評価委員会は、自己評価の結果について評価し、学校訪問を行う。年度途中に中間評価を実施することも考えられる。</p> <p>3. 第三者評価：当事者・関係者でない者による評価、学校評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行う。ただし、法令上実施の義務はない。(現在、文部科学省が学校の第三者評価の推進を図るために、国が委嘱した専門家等による評価や都道府県など地方地自治体を主体とした評価を実施し、評価手法等の研究・蓄積・普及を図っている)。</p>
評 価 結 果 等 の 説 明 公 表 ・ 提 出	<p>①自己評価結果・年次報告書は、管轄機関と関係機関に提出し、一般公開を行う。</p> <p>②ONESQAからの外部評価結果を受け、学校の外部評価報告書としてまとめ一般公開を行う。次年度の学校改善に取り組む。</p>	<p>①自己評価および外部評価結果は、保護者や地域住民などに公表する。</p> <p>②設置者に提出し、設置者などによる支援や条件整備などの改善を受ける。</p> <p>③情報提供は、各学校の判断により、様々な方法で情報を提供し、特にホームページ活用の情報提供が促進されている。</p>

出典) 関連規法を参考に筆者作成

3.1 自己評価

1) 自己評価の実施状況

タイと日本では、ほぼすべての対象小学校において自己評価が実施されていた。

2) 自己評価委員会の設置と委員会の構成

タイにおいては、自己評価委員会の設置率が高いことがわかる。一方、日本では、自己評価委員会の設置率が低いことが読み取れる（表2）。

自己評価委員会の構成は、図1のような結果であった。タイにおいては、委員会の構成は様々である。一方、日本においては、主に校長と教職員代表から構成される。

以上の結果から、タイの場合では、自己評価委員会の設置率が高いことと、委員会の多様性がみられる。その理由は、タイ教育省の基礎教育段階の教育の質の保証に関する省令により、各学校は、学校体制を整備し、学校評価委員会などを設けることが義務づけられ、保護者や地域住民の参加が求められており、その影響と考えられる。日本では、設置率がまだ5割を超えないが、公立学校における

表2 自己評価委員会の設置状況

	設置している		設置していない		備考
	学校数	割合	学校数	割合	
タイ	449	98.0%	8	1.7%	無回答1校
日本	161	37.9%	264	62.1%	

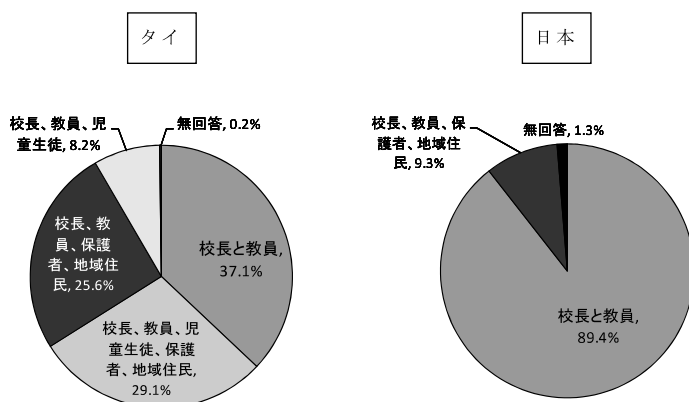


図1 自己評価委員会の構成

学校評価及び情報提供の実施状況（平成14年度間の調査結果）によれば⁽³¹⁾、自己評価の実施体制については、特別の学校評価のための校内組織を設置している学校が16.0%を占めており、学校評価委員会を設置していない学校（75.0%）が既存の校内組織が学校評価の実施を担当しているという結果になった。本調査の結果に比べると、学校評価委員会の設置率が高くなってきていると考えられる。

3) 自己評価指標の設定

両国の結果から見ると、学校評価制度の前提条件としての評価指標は整備されてきていると考えられる（表3）。

表3 自己評価指標の設定状況

	設置している		設置していない		備 考
	学校数	割合	学校数	割合	
タイ	408	89.1%	45	9.8%	無回答5校
日本	380	89.4%	45	10.6%	

4) 自己評価項目（重点活動項目）の作成

タイの結果では、評価項目（重点活動項目）は、主に自己評価委員会が原案を作成し決定している。日本では、評価項目（重点活動項目）は、主に校長・教頭が原案を作成し決定している（表4）。この点についてもタイの場合は、教育省の省令が各学校の評価項目の作成に影響を与えており、そこでは自己評価委員会の役割が重視されている。一方、日本では、校長のリーダーシップの下で評価項目を作成し決定している傾向が見られる。

表4 自己評価項目の作成状況

	自己評価委員会		学年会等		校長と教頭		その他	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	303	66.2%	130	28.4%	18	3.9%	7	1.5%
日本	116	27.3%	87	20.5%	232	54.6%	10	2.3%

5) 自己評価の方法

結果として両国は、自己評価を行う際に、主に評価表で行っており、ほぼ同じ傾向が見られる。

表5 自己評価の方法

	評価表		自由記述		話し合い	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	398	86.9%	155	33.8%	30	6.5%
日本	385	90.6%	135	31.8%	10	2.3%

6) 自己評価の実施時期

タイでは、主に学校自己評価の実施時期は、年度末に1回実施することであった。日本において学校自己評価の実施時期は、主に学期末ごとに実施することが分かった(表6)。結果として、タイの場合、半分以上の対象小学校は自己評価を年度末に1回実施するだけであり、学校評価が学校運営の一部として継続的に行っていくことが今後の課題となるであろう。一方、日本では、自己評価の実施時期が様々であり、特に対象小学校の内の約半数では、学期末ごとに学校評価を実施し、継続的に取り組んでいる傾向がみられる。

表6 自己評価の実施時期

	年度末		学期末		学期途中及び学期末	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	251	54.8%	109	23.8%	94	20.5%
日本	139	32.7%	189	44.5%	78	18.4%

7) 自己評価結果の公表と公表方法

タイでは、自己評価結果をすべて公表している学校は、半数以上であり、一部公表しているのは約3割であった。その両方を併せると全体の9割に近い。日本においてすべて公表している学校は4割以上であり、一部公表しているのは3割であった。その両方を併せると全体の7割を超えている。

表7 自己評価結果の公表状況

	公表している		一部公表している		検討中		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	281	61.4%	124	27.1%	26	5.7%	27	5.9%
日本	191	44.9%	128	30.1%	20	4.7%	86	20.2%

公表の方法について、タイの小学校では、主に教育委員会に説明していることが多いが、地域住民や関係機関などへの説明会や学校便りで配布しているという回答も、5割以上を占めている。一方で、保護者への説明をしているという回答は、約2割であり、また、学校のホームページに掲載するという方法も低い割合であった。日本の小学校では、学校便りで配布しているという回答は、約8割に近い。また、保護者への説明をしているという回答と教育委員会に説明という回答はともに約4割であった。だが、学校のホームページに掲載及び地域住民や関係機関などへの説明会をしているという回答は、低い割合であった（表8）。全体的に両国の自己評価結果は、公表している学校が多くみられる。ただ公表の方法は、様々であり、日本の場合が学校便りや保護者への説明会などを通じて広く評価結果が公表されている。これらの結果は地域との連携や協働などに影響を与えらるゝと考えられる。タイの場合は、主に教育委員会に説明しており、学校評価の結果を広く公表することは今後さらに検討課題にならう。

表8 自己評価結果の公表方法

	教育委員会 に説明		市域住民等 への説明会		学校便り		保護者への 説明会		ホームペー ジに掲載		その他	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	381	83.2 %	282	61.1 %	232	50.7 %	108	23.6 %	42	9.2 %	7	1.5 %
日本	145	45.5 %	63	19.7 %	245	76.8 %	148	46.3 %	75	23.5 %	7	2.1 %

8) 自己評価の教員への負担

結果として、タイの場合では、「大きな負担」と「負担は増えているがやむをえない」が併せて約6割であり、日本の場合、約半分以下であった（図2）。その理由は、タイの学校評価制度が義務化され、教育の質の保証を強調しており、外部評価を受けることが、教員の負担に影響を与えていると考えられる。日本の場合では、学校評価制度（自己評価と外部評価）が同時に義務化されたのではなく、地方教育委員会や各学校裁量をもとめて教員の負担軽減のための様々の工夫が促進されていると推察される。

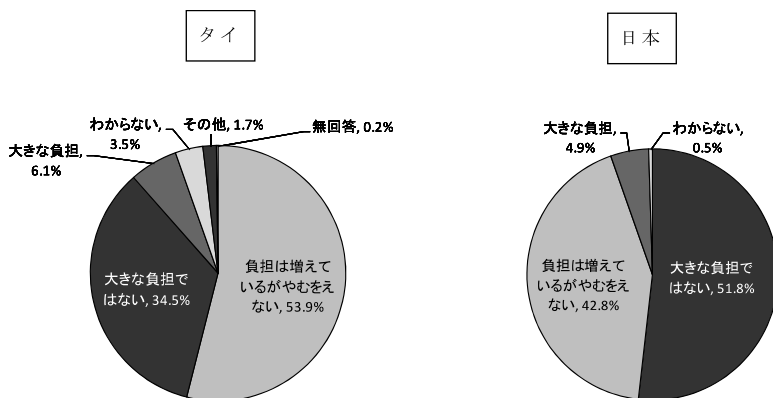


図2 自己評価の教員への負担

3.2 外部評価

1) 外部評価の実施

タイでは、NEAの規定に基づいて、すべての対象学校は、外部評価（第三者評価）を実施している。一方、日本では、外部評価（学校関係者評価）を実施している学校は59.5%（253校）、検討中の学校が30.1%（128校）であった。全く検討・実施していない学校は10.4%（44校）である。文部科学省の2005年度に実施した調査では外部評価を実施した小学校は50.2%であり、外部評価の実施率が高くなったことがわかる。

2) 外部評価委員会の設置と委員会の構成

タイでは、外部評価を受けるために、外部評価対応委員会を設置している学校は約7割であり、設置していない学校は約2割であった。一方、日本では、253校のうち外部評価委員会を設置している学校は約半分以上であり、設置していない学校は半分に近いという結果になった。

表9 外部評価委員会の設置状況

	設置している		設置していない		備考
	学校数	割合	学校数	割合	
タイ	338	73.8%	116	25.3%	無回答4校
日本	134	52.9%	119	47.0%	

委員会の構成について、タイでは、約8割が校長、教職員代表、保護者や地域住民の代表から構成されている。日本では、学校評議員79.1%、PTA役員76.1%が主に構成されている。他には、地域住民や関係機関職員42.5%、学識経験者26.5%、保護者21.1%、他校の教職員6%が若干見られる。

結果として、タイの場合では、評価を受ける側として外部評価対応委員会という形で設置し、ONESQA の評価に対応できるように保護者や地域住民の代表を加えて設けられる。日本の場合では、開かれた学校づくりや学校説明責任を高めるために学校関係者（stakeholders）から構成されているため、外部委員に多様性が見られる。

3) 外部評価結果の公表と公表方法

タイでは、外部評価結果をすべて公表している学校及び一部公表しているのは、その両方を合わせると全体の8割を超えた。一方、日本では、外部評価結果をすべて公表している学校及び一部公表しているのは、その両方を合わせると全体の7割に近い。

表10 外部評価結果の公表状況

	公表している		一部公表している		検討中		公表していない	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	278	60.7%	98	21.4%	47	10.3%	34	7.4%
日本	208	48.9%	83	19.5%	29	6.8%	95	22.4%

公表の方法については、表11のような結果であった。全体的には、両国の外部評価結果の公表率は高く、さらに公表方法も様々な方法で行われている。地域の人々が学校の教育活動や学校運営等に対する理解を深めていくための方法が模索されているといえよう。

表11 外部評価結果の公表方法

	教育委員会に説明		市域住民等への説明会		学校便り		保護者への説明会		ホームページに掲載		その他	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
タイ	357	77.9%	285	62.2%	194	42.4%	103	22.5%	47	10.3%	—	—
日本	109	37.5%	31	10.6%	233	80.0%	134	46.1%	64	22.0%	6	2.1%

4) 第三者評価（専門家による評価）の実施

タイにおいては、すべての対象小学校が、ONESQA による第一回の外部評価を受けた。日本では、第三者評価を実施している学校が5.2%（22校）であった。一方で、実施していない学校は82.1%（349校）を占めている。また、予定なしという学校は6.8%（29校）であり、検討中しているのは5.6%（24校）であった。

5) 外部評価の教員への負担

全体として、タイの場合では、「大きな負担」と「負担は増えているがやむをえない」を合わせて約7割であるのに対し、日本では、約4割であった（図3）。タイの小学校の負担は、日本の小学校より多くなっていることが見られる。その理由は、タイの外部評価は法令上実施義務化されていることが背景にあると考えられる。各学校は、ONESQA による定められた外部評価のための基準（基礎教育段階）に基づいて外部評価を受けなくてはならないことが教員の負担に影響を与えていると考えられる。

日本の場合、外部評価は、まだ実施義務化されていないがこれまでの進行状況によると教員の負担感が増える可能性があると考えられる。

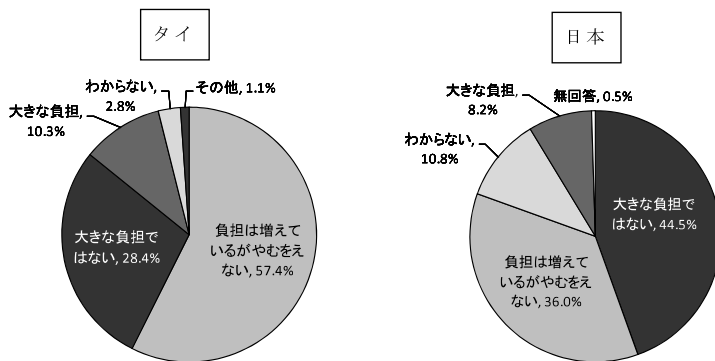


図3 外部評価の教員への負担

3.3 学校評価の活用

1) 学校評価によって明らかになった課題に対する方策の策定

タイの場合、全教職員が学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すという回答は71.2%であった。自己評価委員会や外部評価委員会ごとに学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すとの回答は58.1%を占めている。また校長・教頭

が学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すという回答は31.1%、学年会や委員会ごとに学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すという回答は14.4%を占めている。一方、日本では、主に学年会や委員会ごとに学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すという回答は64.2%であり、また校長・教頭が学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すとの回答もほぼ同じ割合（60.7%）であった。自己評価委員会や外部評価委員会ごとに学校評価の結果を検討し、改善課題を引き出すとの回答は、20.2%であった。

2) 学校運営の改善に繋がっている学校評価

タイにおいては、自己評価および外部評価の実施により、学校運営方針に反映させ、学校運営の改善に繋がっているという回答は88.4%（405校）であった。一方学校運営の改善に繋がっていないという回答の割合は11.4%（52校）を占めている。一方、日本では、自己評価や保護者対象のアンケート結果の検討は、学校運営方針に反映させ、学校運営の改善に繋がっているという回答は98.8%（419校）であった。学校運営の改善に繋がっていないという回答の割合は1.2%であった。また、外部評価（学校関係者評価）により、学校の現状と課題について共通理解を持ち、学校運営の改善が円滑かつ適切に行われていると思っているという回答は89.6%（381校）であり、学校運営の改善が円滑かつ適切に行われていると思っていないのは9.6%であった（無回答は、0.7%）。結果として、両国では、学校評価が学校運営の改善に繋がっていると認識されているという傾向が見られる。

3.4 学校評価実施上の問題点

学校評価実施上の問題点は、自由記述の回答から得られたデータを自己評価と外部評価の2つの部分に分けた。その結果は以下の通りである。

1) 自己評価実施上の問題点

タイにおいては、学校自己評価実施に当たっては、次のような問題点が挙げられている。①学校は、教員不足であり、教員が学習指導に対する多くの時間を割いており、さらに、他の仕事も責任を負っている。そのため彼らは効果的に働くことができない。②学校自己評価を実施する際に、予算不足である。③教員一人一人が学校評価に関する知識を持っていない。また、学校評価の実施に対する共通理解が不足であり、学校評価の過程や評価結果等に影響を与えることが推察される。④保護者や地域住民等による学校評価への参加時間があまり多くない、ま

た、学校評価が学校のみ責任であると思っている。⑤教員は、学校の情報発信システムの設定に関する知識をまだ十分に持っていない。⑥学校評価を実施する際に、監督機関からの支援や指導などが不十分である。

日本においては、学校自己評価実施に当たっては、次のような問題点が挙げられている。①学校評価指標や基準などが明確でないため、自己評価を行うことが困難である。②評価項目が多過ぎて、学校評価のすべての項目を評価することは難しい。③学校改善に繋がることが全教職員に十分に理解されていない。④自己のことを評価するのは客観性に乏しい、個人によって基準が曖昧であるため難しい。⑤自己評価の実施、集約、検討などに時間がかかる。

2) 外部評価実施上の問題点

タイにおいては、外部評価について、次のような問題が挙げられている。①学校は、教員不足や教員の負担増加などの問題に直面している。さらに、学校の情報や書類準備が不足している。②学校は、外部評価を受けるための細かい情報や評価の枠組みなどに関して、まだ十分に理解がなされていない。③外部評価を受ける準備のための予算が不足している。④外部評価を受ける際に、評価者によって評価基準が様々であり、さらに、評価者の信頼性にまだ疑問がある。⑤学校は、外部の評価の基礎として情報発信システムの設定が欠如。⑥外部評価を実施する際に、監督機関からの支援や指導などが不十分である。

日本においては、外部評価について、次のような問題が挙げられている。①外部評価者が常に学校に足を運び、教育目標達成に向けて取り組みができていのかどうかを見極めるのはかなり難しい。②評価項目が多過ぎて、すべての項目について評価してもらうことは難しい。③設問によっては評価基準が評価者によってまちまちとならざるをえないので、客観性をどう持たせるかが難しい。④評価を実施する労力と実施後の集計・分析は時間を要するので勤務時間の多くを割かなければならない。⑤学校の教職員を上回る専門性を外部評価者の多くに期待することは非常に困難である。⑥情報の提供方法と教育活動の公開についての問題がある。

以上のように、両国の学校評価実施の際に様々な問題が生じていることがわかる。また両国の問題の違いも見られる。タイの小学校では、自己評価及び外部評価を受けるために教員の不足や負担増加等が挙げられている。それは、まず、タイにおいては全国的に教員の不足に直面しており⁽³²⁾、特に小学校では約一萬校以

上が小規模校のため、小学校の教員達が、既に負担が多くなっていることが背景にあると考えられる。そして、教員の負担が増えている要因としては、特に次の3点が直接関係していると考えられる。第1に、評価基準の明確化と細目化。より詳細に評価されるようになったことから、教員は、多方面の評価に備えなくてはならなくなったこと。第2に、評価期間の長期・定期化。自己評価は、学校運営の一環として年1回継続的に実施することが義務化されており、日常的に準備を行わなくてはならなくなってしまうことと、外部評価を5年毎に受けなければならないこと。第3に、評価結果の公開。その結果を公開するための時間や負担が増えたこと。また学校評価を実施するための知識等の問題については、校内研修や監督機関からの支援や指導などが不十分であることが同様に背景としてあると考えられる。一方、日本の場合は、学校評価の過程についての問題等が多く見られる。例えば、評価項目の設定、情報の提供方法、外部評価者としての専門性を備えた人材の不足等が挙げられている。その背景には、まず、学校評価を実施する際に学校や教育委員会の判断に委ねられているために独自性が発揮できるが、学校や教育委員会ごとに評価基準、評価項目、情報提供方法、公開方法などを設定しなければならないという点からくる難しさがある。各学校では学校評価ガイドラインにおける学校評価実施方法・結果公表や評価項目などを参考にしているが、実際に各学校が独自に学校評価の項目の設定や情報提供の方法などにおいて、手探りで進めなければならないことから混乱が生じていると考えられる。しかし、学校評価は、全国的に画一的な項目に基づいて行うものではない、地域や学校等の特色づくりを促進するためのツールであることは重要である。

4. まとめ

以上において、本研究では、次のような結論を導くことができる。まず、全体的に、タイと日本の学校評価の取り組みは、制度化され、継続的に発達してきているといえる。両国の学校評価の動きは中央からの政策的なトップ・ダウンのアプローチによって展開している。ところが、学校評価の手法や実施プロセス等に相違点が見られる。例えば、自己評価実施に当たって、タイでは、自己評価委員会を中心に学校評価活動の責任を負う。外部評価としては、ONESQA という独自の法人機関に所属するいわゆる専門家による外部評価が実施されている。こうした制度は、タイの小学校の学校評価実施が学校の説明責任 (accountability) とい

うよりむしろ認証評価制度（accreditation system）に多くの強調を置いているからであると思われる。学校評価を教育の質の保証制度のための手段として各学校は活用し、結果責任（outcome）が強調され、それによって教育水準を維持しなければならない。言い換えれば、それは公共的アカウンタビリティ（public accountability）よりむしろ官僚的アカウンタビリティ（bureaucratic accountability）⁽³³⁾により多くの強調を置く傾向が見られるということができる。一方、日本では、学校評価の具体的な方法は、学校や教育委員会の判断に委ねられている。学校評価実施の際に保護者や地域住民などの意見も加えて、自己評価・学校関係者評価・第三者評価という3つの評価手法を通じてそれらが併行して活用され、学校改善に結びつけていくように様々な工夫がされている（ただし、第三者評価についてはどのような制度となるかは未確定の部分が多い）。これは公共的アカウンタビリティを達成するために開かれた学校づくりに焦点を合わせてボトムアップのアプローチをとっていることを意味する。

両国の学校評価実施に当たっては、いくつかの問題がある。例えば、タイにおいては、教員負担の増加、予算面の問題、監督機関からの支援不足などの問題が残っている。日本においては、評価項目・評価基準の設定、情報システム構築などの問題が指摘されている。ここで、両国が相互に学ぶことができると思われる点について整理したい。タイの学校評価制度を充実させていくために日本から学ぶべきは、第1に、自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民等の参加を奨励することである。児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や保護者などの懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。第2に、自己評価の信頼性・妥当性を高めること。日本のような学校関係者評価を取り入れることにより、学校の自己評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。日本の学校評価の成果や実施上の問題点等を事例として、タイの学校評価を実施するに当たっては参考にして進めていくことが重要であると考えられる。そして日本の学校評価制度を充実させていくためにタイから学ぶべきことは、学校の教育の質の保証制度であると考えられる。現在、日本の学校評価制度も全国的な教育の質保証制度が求められている。そのためには、教育基準・評価指標の設定や第三者評価機関の設置などについては、タイの教育の質保証制度の成果や課題などを参考にして日本の学校評価制度

が発展していくことも必要であると考えられる。両国の学校評価制度を充実させるためには具体的な実施状況まで踏み込んで検討することは今後の重要な課題である。

註

- (1) Office of the Education Council.(2004). National Education Act B.E. 2542 (1999) and Amendments (Second National Education Act B.E. 2545 (2002)). Bangkok: Pimdeekarnpim, pp. 22-24.
- (2) PTT Public Company Limited.(2001). Education standards towards the year 2002. *Power the thought*. 9 (4), (Oct-Dec), pp. 15-16.
- (3) Office of the National Education Commission.(2003). The follow-up report after 3 years of the National Education Act Promulgation: Chapter 6 standards and educational quality assurance. Bangkok, p. 41.
- (4) Jamjan, Sorakamol. (2004). *A study of educational internal quality assurance process in elementary schools under the jurisdiction of the Bangkok Metropolitan Administration*. Ph.D. Thesis (Abstract). Faculty of Education, Chulalongkorn University.
- (5) Tamsat, Pongsak. (2005). *Internal quality assurance in the basic education schools attached to Lamphang Educatinal Service Area Office 3*. M.Ed.thesis (Abstract). Faculty of Education, Lampang Rajabhat University.
- (6) ONESQA.(2004). *Annual Report 2004*. Bangkok:Office for National Education Standards and Quality Assessment, p. 31.
- (7) Maki,Takayoshi. (2005). Influences of the external quality evaluation of primary education in Thailand. *Comparative education bulletin of the Japan comparative education society*. 31, p. 192.
- (8) Raktham, Saksri.(2003). *Attitudes toward external quality evaluation of teachers of elementary schools, Changwat Krabi*. M. Ed. thesis (Abstract). The graduate school of Kasetsart University, Kasetsart University.
- (9) Poomkhem, Prasan.(2005). *The implementation for the external quality assessment of basic education in Suphanburi Province*. M.Ed.thesis (Abstract). Faculty of graduate school, Silpakorn University.
- (10) Soodprasert, Kamol.(1998). *Research report:Educational standards and educational quality evaluation system of basic education level*. Office of the National Education Commission, Bangkok: n.p.
- (11) Nirantawee, Sakchai and Raksakiattisak, Sunee.(2003). *Research report:Guidelines for development of national education standards*. Office of the National Education Commission, Bangkok:Prikwan Graphic.

- (12) *Educational Research for Policy and Practice, Special Issue: Quality Assurance.* (2007). 6(3), (Oct).
- (13) PTT Public Company Limited.(2001). Thailand education:Where are we in Asia. *Power the thought.* 10(1), (Jan-Mar), p. 11.
- (14) 窪田真二・木岡一明編著. (2004). 学校評価のしくみをどう創るか—先進5カ国に学ぶ自律性の育て方—. 学陽書房, p. 177.
- (15) 木岡一明. (2004). 学校評価の「問題」を読み解く—学校の潜在力の解発—. 教育出版, pp. 149-150.
- (16) 参考資料：レインボープラン〈7つの重点戦略〉
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/21plan/p5.htm (2005. 8. 9)
- (17) MEXT.(2003). *Japanese government policies in education, culture, sport, science and technology 2002: School in the New Era.* Tokyo: The national printing bureau, p. 60.
- (18) 進藤和澄. (2006). 学校評価システムの構築に向けて. 指導と評価. 52, p. 5.
- (19) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/03/06032817.htm (2006. 5. 3)
- (20) MEXT.(2006). *FY2006 White paper on education, culture, sports, science and technology, special feature 1 efforts in education rebuilding, Part 3 further promotion of educational reforms.*
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpac200601/001/003.htm. (2007.8.25)
- (21) 学校評価及び情報提供の実施状況調査結果（平成18年度間、概要）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/05/08052305/001.pdf (2008. 8. 9)
- (22) Kozuma,Shinjiro.(2002). Meanings and Issues under the Trends of School Evaluation:Case Study in England and Japan. *Journal of the international studies of culture Kyushu Sangyo University.* 23(Dec), pp. 19-41.
- (23) 茨城県教育研究センター. 学校評価に関する研究. 学校改善につながる学校評価のあり方. <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/center/data/051/pdf/051.pdf> (2005. 10. 9)
- (24) 長野県教育委員会. (2005). 学校自己評価—実施状況調査結果—. pp. 23-24.
- (25) 小川浩昭. (2006). 学校評価の活用と課題. 指導と評価. 52, p. 18.
- (26) 平成18年度（学校の第三者評価の試行について）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082906/002.htm (2007.11.11)
- (27) 日本では、外部評価を学校関係者評価としてとらえ、保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。タイでは、外部評価を第三者評価としてとらえている。外部評価機関として、文部省から独立した機関の「教育の質の評価・基準保証事務局（Office for National Education Standards and Quality Assessment: ONESQA）が担当に実施することとされた。全教育施設における質の外部評価は、最後に実施した評価から5年以内に少なくとも1回実施し、自己評価の結果に基づいて学校の教育の質を評価すること基本として行うものである。

- (28) Yamane, Taro. (1973). *Statistics: An Introductory Analysis*. 3rded. Singapore: Harper international edition, pp. 725–729.
- (29) ONESQA.(2004). *Framework of external quality assurance in Basic education level*. Bangkok: Office for National Education Standards and Quality Assessment, p. 19.
- (30) 義務教育諸学校における学校評価ガイドライン
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913/001.pdf, (2008.3.8)
- (31) 公立学校における学校評価及び情報提供の実施状況（平成14年度間の調査結果）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04011602.htm, (2008. 9. 15)
- (32) Rakponlameung, Chanita, Madilokkowitz, Charoonsri, et al. (2004). *The situations of teacher shortage in basic education level in Thailand: Report of documentary research*. Bangkok: Office of the Education Council, p. 12.
- (33) Leithwood, K. et al.(1999). *Educational accountability: the state of the art/ International Network for Innovative School Systems (INIS)*. Gutersloh: Bertelsmann Foundation Publishers.